

川崎市交通局工事請負契約に係る予定価格の公表要綱

平成23年3月29日

川交経第574号

川崎市交通局が発注する工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負契約に係る予定価格の公表に関しては、川崎市工事請負契約に係る予定価格の公表要綱を準用する。この場合において、同要綱中「川崎市」とあるのは「川崎市交通局」と、「川崎市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号、以下「契約規則」という。）」とあるのは「川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）」と、「川崎市契約関係資料の公表に関する要領」とあるのは「川崎市交通局契約関係資料の公表に関する要領」と、「財政局長」とあるのは「交通局長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。